

## 市町村独自の地域自治の事例

### 整理事例一覧

取組の圏域		市町村名	地域自治区・ 地域審議会
1) 小学校区	1-1) 地域自治区・ 地域審議会と組合せ	岩手県花巻市	有
		秋田県横手市	有
		香川県高松市	有
	1-2) 地域自治区・ 地域審議会の設置無し	秋田県湯沢市	無
		三重県名張市	無
		兵庫県朝来市	無
		兵庫県佐用町	無
		熊本県熊本市	無
	鹿児島県薩摩川内市	無	
2) 自治会		京都府宮津市	
		愛媛県内子町	
3) 小学校区と 旧町村の 中間的圏域	3-1) 地域自治区・ 地域審議会と組合せ	新潟県新潟市	有
		長野県長野市	有
	3-2) 地域自治区・ 地域審議会の設置無し	愛知県豊田市	無
4) 旧町村	4-1) 旧町村のうち周辺部のみで の地域自治区の設置	新潟県上越市	有
		宮崎県宮崎市	有
	4-2) 旧市町村全域での地域自治 区の設置	秋田県大仙市	有
		静岡県浜松市	有
	4-3) 旧町村のうち周辺部のみで の地域自治区以外の取組	新潟県長岡市	無
		長野県上田市	無
	4-4) 旧町村のうち周辺部のみで の地域自治区以外の取組	島根県浜田市	無



1) 小学校区をベースとする取組

1-1) 地域自治区・地域審議会と組合せ

市町村名	岩手県花巻市
人口	07年住基人口 104,963人(07/02: -2.0%)、07年3月老年人口 26.4%
市町村合併	平成18年1月、1市3町(花巻市、大迫町、石鳥谷町、東和町)
小学校数	26校
経緯・制度根拠	平成19年4月に、「小さな市役所」としての振興センターを開設。
取組圏域	市内26圏域。
組織	<b>コミュニティ会議</b> : 計26。地域住民によるまちづくり活動組織。 <b>振興センター</b> (既存施設をセンター化したもの): 計26。には、地域づくり支援職員として2名の市職員が常勤。
住民自治の層	旧花巻市以外の大迫、石鳥谷、東和に地方自治法に基づく地域自治区。地域の団体関係者や公募委員で地域協議会を組織。旧花巻地域でも花巻地域自治推進委員会を組織。
行政支援	交付金総額2億円(平成19年度)

市町村名	秋田県横手市
人口	07年住基人口 104,522人(07/02: -4.6%)、07年3月老年人口 29.5%
市町村合併	平成17年10月、1市5町2村(横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村)
小学校数	26校
経緯・制度根拠	合併を契機に旧市町村の同じような制度をまとめ、18年4月に制度化。
取組圏域	各地域自治区内のおおむね小学校単位を基本として、全ての市域に <b>地区会議</b> を設置。36地区。
組織	地区会議の役員は、町内会(行政区等)の代表、各地域団体(PTA、婦人会、老人クラブ等)や市地域担当職員、地区会議議長の承認を得たもの等。
住民自治の層	旧8市町村の区域に、合併特例法による <b>地域自治区</b> と地域協議会(横手市では地域局と呼ぶ)を設置。その下に、地区会議を設置。
行政支援	運営費補助(世帯数により3段階に分類して補助)、ソフト事業に関する補助(いきいき地域づくり支援事業)、ハード事業に対する支援(予算3000万円を各地域局に配分、地区会議で協議)、市職員地区担当制度によるサポート。

市町村名	香川県高松市
人口	07年住基人口 422,428人(07/02: 0.8%)、07年3月老年人口 20.7%
市町村合併	平成17年9月、1市1町(高松市、塩江町)、平成18年1月、1市5町(高松市、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町)
小学校数	55校+分校2
経緯・制度根拠	旧市内では41の小学校区に1つずつ設置された公民館が、従来各種地縁組織の活動の場として機能。平成14年に公民館連合自治会の要望書を受け、公民館をコミュニティセンターに改編し(平成18年の条例改正により施行)。
取組圏域	おおむね55の小学校区が単位。一部2~3小学校区を圏域とする協議会があるため、協議会は計44(準備組織を含む)。
組織	<b>コミュニティ協議会</b> : 各地域の実情に応じ、主に連合自治会を中心に各種地縁団体やNPO、企業などで構成。地域内各種団体の連絡調整の他、指定管理者として各地域のコミュニティセンターの管理を行う。

住民自治の層	編入された6町には地域審議会（～平成27年度末）。
行政支援	地域コミュニティ組織の構築・活動に対する交付金・補助金、市職員や専門家による情報提供・助言、地域コミュニティ人材養成事業など。

1-2) 地域自治区・地域審議会の設置無し

市町村名	秋田県湯沢市
人口	07年住基人口55,396人（07/02：-6.0%）、07年3月老年人口30.0%
市町村合併	平成17年3月、1市2町1村（湯沢市、雄勝町、稲川町、皆瀬村）
小学校数	20校
経緯・制度根拠	法令上の制約がある地域審議会ではなく、地域審議会の機能を加えた湯沢市独自の地域自治組織の制度。住民の主體的な意向によりに設置、運営されるべき組織が望ましいとの考え方から条例での規制はなされていない。
取組圏域	概ね小学校区単位に地区組織を設置。
組織	<b>地区組織</b> ：地区独自のまちづくり計画の策定、個性豊かなまちづくりを進めるための事務事業、地区内の町内会並びに各種団体の調整を行う。
住民自治の層	旧市町村単位（湯沢、稲川、雄勝、皆瀬）に自治組織連絡協議会を設置、概ね小学校区単位に地区組織を設置。
行政支援	まちづくり交付金（地域協議会交付金、コミュニティ活動交付金、地域づくり事業交付金）、地域自治組織支援職員制度。

市町村名	三重県名張市
人口	07年住基人口83,349人（07/02：-1.5%）、07年3月老年人口19.3%
市町村合併	なし
小学校数	18校
経緯・制度根拠	平成15年4月「ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」に基づき実施。
取組圏域	地区公民館単位（おおむね小学校区）
組織	<b>地域づくり委員会</b> ：市内14地域に設置。委員は住民代表、各種団体代表等から選出。地域内事業の検討、審査、決定、地域づくり事業計画（3カ年）の策定、事業実施、決算、監査、評価、報告及び公開を実施。
住民自治の層	地域づくり委員会の代表で構成する地域づくり協議会を設置。
行政支援	ゆめづくり地域交付金（地域住民の福祉増進、地域づくり推進に寄与するものであれば、自由に使える交付金）

市町村名	兵庫県朝来市
人口	07年住基人口35,269人（07/02：-3.1%）、07年3月老年人口27.9%
市町村合併	平成17年4月、4町（生野町、和田山町、山東町、朝来町）
小学校数	10校＋分校2
経緯・制度根拠	合併後に本格的に開始。 「自考・自行、共助・共創のまちづくり」を基本理念
取組圏域	小学校区単位。
組織	<b>地域自治協議会</b> ：現在8つが活動中、2つが設立準備中。1つの地域で地域まちづくり計画を策定済。
住民自治の層	-
行政支援	地域支援職員制度：小学校区ごとに6名の地域支援職員を市長が任命。地域自治包括交付金（約300万円/地域・年）それまでの自治会（全161）の補助金をすべて地域自治協議会に移した。

市町村名	兵庫県佐用町
人口	05 年国調人口 21,012 人 (05/00 : - 5.9%)、05 国調老年人口 31.7%
市町村合併	平成 17 年 10 月、4 町 (佐用町、上月町、南光町、三日月町)
小学校数	10 校
経緯・制度根拠	平成 17 年度より協働のまちづくり推進システム。合併協議会で、「協働のまちづくり推進プラン」を協議、決定。
取組圏域	概ね小学校区単位 (10 小学校、13 地域づくり協議会)
組織	<b>地域づくり協議会</b> ：地区の自治会長会 (各集落自治会長とセンター長で組織) と様々な地区組織の参画する運営委員会で構成。現在、各競技会が、地域づくり計画を策定中。
住民自治の層	概ね小学校区単位の地域づくり協議会に加え、旧町単位でまちづくり協議会と支所内まちづくりセンター。
行政支援	1 協議会あたり行政職員 1 名を配置。 資金支援として 1 協議会あたり約 100 万円/年。

市町村名	熊本県熊本市
人口	07 年住基人口 662,565 人 (07/02 : 1.3%)、07 年 3 月老年人口 19.2%
市町村合併	なし。
小学校数	80 校 + 分校 1
経緯・制度根拠	平成 16 年度末より取組。地域団体の相互の連携による地域活動の推進、地域課題への対応。北九州市、福岡市、宗像市あたりを参考に導入した。
取組圏域	小学校区。
組織	<b>校区自治協議会</b> ：小学校区ごとに設立を推進中。現在、市内に 70 協議会。町内自治会の 8 割以上が加入していること、組織化されている地域 15 団体 (例示以外の地域団体が参加することも可) の 3 分の 2 以上が加入していること、まちづくり委員会・研究会、コミュニティセンター運営委員会が組織されている場合は必須。校区の緩衝地区については本来校区で基本的に加入。
住民自治の層	5 つの総合支所。11 の市民センター。
行政支援	運営補助金として、上限 20 万円 / 年。平成 17 年度より開始。

市町村名	鹿児島県薩摩川内市
人口	07 年住基人口 102,397 人 (07/02 : - 3.1%)、07 年 3 月老年人口 26.5%
市町村合併	平成 16 年 10 月、1 市 4 町 4 村 (川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甕村、下甕村、鹿島村)
小学校数	47 校
経緯・制度根拠	合併前の地域コミュニティは、公民会、公民館、町民会、区等の名称で呼ばれ、組織の規模、形態も様々だった。地域の各種公益団体を統合して、概ね小学校区を一地区として地区コミュニティ協議会を組織する制度を制定。
取組圏域	概ね小学校区単位で、48 協議会。一部小学校区と協議会圏域がずれる。
組織	<b>地区コミュニティ協議会</b> ：地区住民の活動の場として、48 箇所のコミュニティ協議会地区に地区コミュニティセンターを設置。協議会事務所はいずれの地区も地区コミュニティセンター内。ほとんどの協議会に協議会雇用の職員が配置されており、市では、さらに協議会の事務事業を支援するため、嘱託員 (コミュニティ主事) を各地区コミュニティ協議会に 1 名派遣。
住民自治の層	地区コミュニティ協議会の下に自治会 (公民会、公民館、自治会、町民会、区と様々な呼び方)。旧市町村単位の制度はなし。
行政支援	市民との共生・協働の立場から、事業運営へのアドバイス、運営補助金等の交付や嘱託職員の派遣等、活動の支援を行う。

## 2) 自治会を単位とする取組

市町村名	京都府宮津市
人口	07年住基人口 21,760人(07/02: -7.8%)、07年3月老年人口 32.4%
市町村合併	なし
小学校数	9校(うち1校が休校中、今後5校まで統廃合予定)
経緯・制度根拠	平成18年以降、市が各地域で地域会議の設置を働きかけ。圏域は、以前より自治活動の単位となってきた地区自治連合会の範囲に設定。
取組圏域	地区自治連合会単位(旧宮津町内5+合併町村単位9の計14地区)
組織	<b>地域会議</b> ：自治会・老人クラブ・PTA等の各種地縁団体、住民等で構成することを想定。地域と行政の協働や自主的な取組みによる地域づくり、地域内の各種地縁団体同士の情報共有を目指す。現在は全地域での設置を目標に、未設置の地域について調整を行っている段階。
住民自治の層	全市的な市民参画の場である「市民会議」を地域会議と共に併置。
行政支援	市職員等の参画、地域会議の活動に対する交付金等の財政支援、情報提供、相談・助言など。

市町村名	愛媛県内子町
人口	05年国調人口 19,620人(05/00: -5.6%)、05国調老年人口 33.0%
市町村合併	平成17年1月、3町(小田町、内子町、五十崎町)
小学校数	11校
経緯・制度根拠	旧内子町では宮崎県綾町の自治公民館組織をモデルに、公民館分館単位での地域づくり計画書の作成などの取組みを実施。平成14年には公民館分館を自治会組織に改組。
取組圏域	5自治センター・41自治会単位
組織	自治会：一般行政分野の区長連絡会と教育行政分野の公民館分館とに分かれていた各地域住民組織の一本化・強化を目指し、自治会に改組。自治会長は、下記区長の委嘱権限を町長より委譲。
住民自治の層	自治会組織相互の連絡調整機関として、合併後に自治センター管区単位および全町単位で自治会連絡会を新設。一方各自治会は1~8程度の行政区に細分されており、区長が行政文書の配布などを担う。
行政支援	旧内子町では合併前より、公民館分館の行う特色ある地域づくり活動に対し補助を実施。現在自治力の高い組織・活発な組織に対する支援策として、現在地域づくり振興基金の創設を検討中。

## 3) 小学校区と旧町村の中間的な圏域での取組

### 3-1) 地域自治区・地域審議会と組合せ

市町村名	新潟県新潟市
人口	07年住基人口 803,791人(07/02: 0.2%)、07年3月老年人口 21.5%
市町村合併	平成13年1月、1市1町(新潟市、黒埼町)。平成17年3月、4市4町5村(新潟市、新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村)。平成17年10月、1市1町(新潟市、巻町)

小学校数	114 校
経緯・制度根拠	平成 17 年度から自治会・町内会を中心に、地域コミュニティ協議会の結成を提案。平成 19 年 3 月 29 日には、市内全域において結成。
取組圏域	小学校区もしくは中学校区を基本、全 97 協議会。
組織	<b>地域コミュニティ協議会</b> ：自治会、町内会を中心にさまざまな団体等が参加。
住民自治の層	区自治協議会（各行政区に 8 協議会、市長の付属機関、政令市移行の平成 19 年 4 月 1 日スタート）、地域コミュニティ協議会（小学校区約 1 万人単位、97 協議会）、自治会町内会（近隣 50～300 世帯単位）という層。 旧新潟市及と旧黒崎町以外で、地域審議会を設置。
行政支援	運営助成金と事業補助金。

市町村名	長野県長野市
人口	07 年住基人口 379,125 人（07/02：0.2%）、07 年 3 月老年人口 22.3%
市町村合併	平成 17 年 1 月、1 市 1 町 3 村（長野市、豊野町、大岡村、戸隠村、鬼無里村）
小学校数	54 校 + 分校 2（うち分校 1 校が休校中）+ 国立・私立 2
経緯・制度根拠	従来、市内 30 の地区を基本単位に各種地縁団体が存在。平成 18 年、より強力な住民組織の結成と都市内分権を目的に都市内分権推進計画が策定され、各地区を単位とする住民自治協議会の設置が提案される。
取組圏域	旧市 5 地区 + 大正 12 年以降の合併市町村単位 25 地区の計 30 地区
組織	<b>住民自治協議会</b> ：地区を単位に各種地縁団体や住民で組織。団体同士のネットワーク化や地区の要望をもとにした行政への提案などの機能が期待されている。平成 20 年 3 月時点で 17 地区に設置済。
住民自治の層	旧長野市以外の豊野、大岡、戸隠、鬼無里に地域審議会（～平成 27 年）を設置。また市内 3～7 程度の地域を単位に市長の諮問機関の設置を構想。
行政支援	支所機能の強化、住民自治協議会の設立・運営に対する補助金など。

### 3-2) 地域自治区・地域審議会の設置無し

市町村名	愛知県豊田市
人口	07 年住基人口 401,120 人（07/02：3.3%）、07 年 3 月老年人口 14.8%
市町村合併	平成 17 年 4 月 1 日合併、7 市町村（豊田市、藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町）
小学校数 等	小学校 76 校、中学校 26 校
経緯・制度根拠	制度根拠：豊田市地域自治区条例（平成 17 年 9 月 30 日）
取組圏域	旧豊田市は地区コミュニティ会議のエリア、中学校区で設置。旧町村は旧町村単位のエリアごとに設置。26 の地域会議（旧町村 6、旧豊田市に 20 が設置）と 5 つの代表者会議（設置自治区：拳母、高橋、上郷、高岡、猿投）
組織	<b>地域会議</b> ：地域の住民の多様な意見の集約と調整を行い、共働によるまちづくりを推進する。20 名以内で構成される。 代表者会議は、各地域会議に関連する広域的な事項について審議する。
住民自治の層	地域会議の上層に代表者会議。
行政支援	地域活動の支援のため、各地域会議にわくわく事業〔地域活動支援補助〕制度を設けている。地域会議が内容を審査し、自治区の支所長が最終決定をおこなう。1 地域最大 500 万円の補助金が市から支払われる。

#### 4) 旧町村をベースとする取組

##### 4-1) 旧市町村のうち周辺部のみでの地域自治区の設置

市町村名	新潟県上越市
人口	07年3月末住基人口208,223人(07/02:-1.3%)、07年3月老年人口24.7%
市町村合併	平成17年1月1日、1市6町7村(上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町)。
小学校数	54校
経緯・制度根拠	旧上越市以外の旧13町村(6町7村)で合併特例法による地域自治区を設置。平成20年4月に地方自治法を根拠とする設置期間を定めない、一般の地域自治区に移行。
取組圏域	合併前の旧町村単位(13区)
組織	地域協議会
住民自治の層	-
行政支援	総合事務所では地域協議会に関する事務を行う。協議会委員は無報酬。交通費に相当する費用弁償として会議1回につき1,200円が支払われる。

市町村名	宮崎県宮崎市
人口	07年住基人口370,620人(07/02:1.7%)、07年3月老年人口19.9%
市町村合併	平成18年1月、1市3町(宮崎市、佐土原町、田野町、高岡町)
小学校数	47校
経緯・制度根拠	地方自治法に基づく地域自治区を設置。 平成の大合併と同時に旧宮崎市内を15の区域に分け地域自治区を設置(合併町域には合併特例区を設置し、将来地域自治区へ移行の予定)。
取組圏域	昭和の大合併前の町村域
組織	<b>地域まちづくり推進委員会</b> ：地域協議会等の実践組織で、原則的に各地域自治区等に1団体。地域協議会委員や地縁団体、公募の方で組織される。
住民自治の層	各地域自治区に、地域協議会と地域自治区の事務所(地域センター・地域事務所)。
行政支援	地域魅力アップ補助事業(地域の2つ以上の団体が地域の魅力を高めるために行うために行う事業で地域協議会が承認したもの) 平成21年4月より地域コミュニティ税を導入(年額500円/人)。地域自治区・合併特例区で取組む地域の課題解決のための活動に使われ、地域まちづくり推進委員会に交付される。

##### 4-2) 旧市町村全域での地域自治区の取組

市町村名	秋田県大仙市
人口	07年住基人口94,160人(07/02:-4.2%)、07年3月老年人口29.6%
市町村合併	平成17年3月、1市6町1村(大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、仙北町、太田町、南外村)
小学校数	31校
経緯・制度根拠	地方自治法にもとづく地域自治区 大仙市地域自治区の設置等に関する条例(平成17年3月22日)条例



取組圏域	旧市町村単位 8 地区
組織	協議会委員構成：20 名以内を条例で定める。実態は 16～18 名で構成されている。委員は任期 4 年。構成は、公共的団体等を代表する者、学識経験者、公募に応じた者からなる。
住民自治の層	-
行政支援	大仙市が協議会ごとに年間予算枠を設置している。旧大曲市 1000 万円、その他は 500 万円。市側では最低限のルールを設定し、用途を各協議会で議論。地域住民や NPO 等から申請があった場合、まず地域協議会に申し検討して、市が事業の採択。

市町村名	静岡浜松市
人口	07 年住基人口 788,078 人 (07/02：1.3%)、07 年 3 月老年人口 21.0%
市町村合併	平成 17 年 7 月、3 市 1 町 8 村 (浜松市、天竜市、浜北市、春野町、龍山村、佐久間町、水窪町、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町)
小学校数	113 校
経緯・制度根拠	地方自治法に基づく地域自治区。
取組圏域	旧市町村単位 (12) 政令市移行後の現在は区単位 (16)。
組織	<b>地域協議会と区協議会</b> ：地域自治区事務所と地域住民の代表で組織する地域協議会、区協議会とで構成。 協議会の上限定数は地域協議会が 12～18 名、区協議会が 20 名。委員の任期は 3 年、連続 3 期まで。
住民自治の層	市内に、2 つの全戸参加型 NPO (旧佐久間町に NPO がんばらまいか佐久間、旧天竜市の 1 地区に NPO 夢未来くんま)
行政支援	協議会委員は無報酬だが会議の出席にあたっては 5,000 円 / 日の費用弁償を支給。

#### 4-3) 旧市町村のうち周辺部のみでの地域自治区以外の取組 ( 事例多数 )

市町村名	新潟県長岡市
人口	07 年住基人口 281,805 人 (07/02：- 1.2%)、07 年 3 月老年人口 23.7%
市町村合併	平成 17 年 4 月、1 市 4 町 1 村 (長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村、小国町)。平成 18 年 1 月、2 市 2 町 1 村 (長岡市、和島村、寺泊町、栃尾市、与板町)
小学校数	61 校
経緯・制度根拠	平成 17 年より、大合併による地域住民の不安をなくすため、旧市町村単位に支所と「地域委員会」を設置し、住民の声を反映。
取組圏域	旧市町村
組織	<b>地域委員会</b> ：支所とともに、長岡市以外の 9 市町村 (区域ごと) を設置。地域代表や編入前の旧市町村議会議員、学識経験者など 14 名以内で組織。
住民自治の層	地域委員会は市の付属機関。 支所では通常業務、地域固有の業務のほか、地域委員会の事務も担う。
行政支援	ふるさと創生基金 (合併特例債の活用により 40 億円の積み立てを行い、その運用益を配分) 地域コミュニティ事業補助金 (コミュニティ団体への補助、1 団体 50 万で 11 団体)。 支所が地域委員会の事務を担う。

市町村名	長野県上田市
------	--------

人口	07年住基人口 161,479人(07/02: -0.8%)、07年3月老年人口 24.1%
市町村合併	平成18年3月、1市2町1村(上田市、丸子町、真田町、武石村)
小学校数	25校。
経緯・制度根拠	市の附属機関として条例で位置付け。
取組圏域	旧町村(上田地域は公民館単位)の9地区。
組織	<b>地域協議会</b> : 市長その他の市の機関の求めに応じて審議し、自ら意見を述べる。委員は推薦、学識者、公募等から市長が選任し20人以内で構成。
住民自治の層	各地域に総合支所機能を有した地域自治センターを設置。 各地域協議会における共通事項の全体調整や情報の共有化のため、地域協議会の代表者等で構成される地域協議会連絡会議を設置。
行政支援	地域協議会は諮問機関であり実働部隊ではないため特に補助等はない。

4-4) 旧市町村全域での地域自治区以外の取組 (事例多数)

市町村名	島根県浜田市
人口	07年住基人口 61,382人(07/02: -4.8%)、07年3月老年人口 29.7%
市町村合併	平成17年10月、1市4町村(浜田市、金城町、旭町、三隅町、弥栄村)
小学校数	26校+1分校
経緯・制度根拠	浜田市自治区設置条例(平成17年11月21日)
取組圏域	旧市町村単位。将来的には、(仮称)地域のまちづくり委員会。地域協議会よりももっと細かな単位でそれぞれの地域の取り組み単位が必要という意見が出ている(例:公民館単位、学区単位)。
組織	<b>自治区地域協議会</b> : 地域協議会は市長への諮問機関としての位置づけ。委員は地域の組織から推薦。任期は2年、自治区長は4年。
住民自治の層	-
行政支援	地域協議会への予算措置は特に行っていない。取り扱う問題が違っていることから一律には扱いにくい。

## 地域審議会、地域自治区、合併特例区

合併新法においては、旧合併特例法から引き続き、市町村長の諮問に応じて合併市町村の運営（合併市町村基本計画の執行状況など）に意見を述べる地域審議会、住民自治の強化等を推進することを目的として、必要に応じ地域独自の事務を処理することもできる地域自治区及び合併特例区の設置が可能となっています。

こうした制度を活用するかどうかは、合併協議において十分審議される必要があります。近年の例を見ると、地域と行政を結ぶ役割を担い、住民の合併に対する不安を解消する観点から制度を活用する事例が見られます。

なお、「合併デジタルアーカイブ」(<http://www.gappei-archive.org/>)では、こうした制度を活用している事例を検索することが可能です。

それぞれの制度の概要は以下のようになっています。

### 地域審議会・地域自治区・合併特例区の概要

区 分	地域審議会	地域自治組織		
		地域自治区		合併特例区
		一般制度	特例制度	
根拠法令	合併新法	改正地方自治法	合併新法	合併新法
目的	(1)新市町村の運営に関し、審議・意見具申 (2)合併に対する住民の懸念や不安を解消する体制づくり	(1)住民自治の充実 (2)住民に身近な事務の処理に当たり、住民の意見を十分に反映させるとともに、行政と住民との相互の連携を図る	(1)住民自治の充実 (2)住民に身近な事務の処理に当たり、住民の意見を十分に反映させるとともに、行政と住民との相互の連携を図る (3)新市町村の運営に関し、審議・意見具申 (4)合併に対する住民の懸念や不安を解消する体制づくり	同左
法人格	なし	なし	なし	あり（特別地方公共団体）
設置区域	旧市町村単位	市町村が定める区域（小学校区単位も可）	旧市町村単位（合同も可）	旧市町村単位（合同も可）
設置方法	合併関係市町村の協議で定め、各議会の議決が必要。	条例で定める。	合併関係市町村の協議で定め、各議会の議決が必要。	合併関係市町村の協議で規約を定め、各議会の議決を経て、知事の認可が必要。
設置期間	合併関係市町村の協議で定める。（概ね10年が適当）	-	合併関係市町村の協議で定める。（概ね10年が適当）	合併関係市町村の協議で定める。（5年以下）
規約	- （地域審議会の設置期間、構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を協議で規定している。（先進事例））	- （事務所の位置、名称及び所管区域、地域協議会の構成員の定数、任期、任免その他地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項を市町村の条例で定める。）	- （一般制度において、市町村の条例で定める事項について、協議で定める。）	次の事項を規約で規定 イ 合併特例区の名称 ロ 合併特例区の区域 ハ 合併特例区の設置期間 ニ 合併特例区の処理する事務 ホ 公の施設の設置及び管理を行う場合にあっては、当該公の施設の名称及び所在地
協議会等の設置	-	地域協議会	地域協議会	合併特例区協議会
権限	区域に係る事務に関し、首長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき首長に意見を述べる。	地域協議会の権限 (1)次に掲げる事項のうち、首長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議	地域協議会の権限 (1)同左	合併特例区協議会の権限 (1)合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、首長その他の機関若

区 分	地域審議会	地域自治組織		
		地域自治区		合併特別区
		一般制度	特例制度	
		<p>し、首長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。</p> <p>イ 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項</p> <p>ロ イのほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項</p> <p>ハ 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の住民との連携の強化に関する事項</p> <p>(2)首長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(3)首長その他の市町村の機関は、(1)及び(2)の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(2)首長は、合併関係市町村の協議で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(3)同左</p>	<p>しくは合併特別区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について審議し、首長その他の機関又は合併特別区の長に意見を述べるができる。</p> <p>(2)首長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であって合併特別区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(3)首長その他の機関又は合併特別区の区長は、(1)又は(2)の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p>
協議会等の構成員の選任	合併関係市町村の協議で定める。	地域自治区の住民のうちから、首長が選任	同左	構成員は、合併特別区に住民で議員の被選挙権者のうちから規約で定める方法により首長が選任
区長等	-	地域自治区の事務所長は、事務吏員をもって充てる。	<p>(1)地域自治区の事務所長は、事務吏員をもって充てる。</p> <p>(2)事務所長に代えて区長（特別職）を置くことができる。</p> <p>(3)区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者の中から、首長が選任する。</p>	<p>(1)合併特別区長は、市町村長の被選挙権者の中から、首長が選任する。</p> <p>(2)合併特別区長は、特別職とする。</p> <p>(3)合併特別区長は、合併市町村の副市町村長（助役）支所長や出張所長と兼ねることができる。</p> <p>(4)合併特別区長は、合併特別区を代表し、その事務を総理する。</p>
財源	-	市町村が必要な予算を確保	市町村が必要な予算を確保	<p>(1)合併市町村からの移転財源（予算作成）</p> <p>(2)課税権と地方債発行権限なし</p> <p>(3)地方交付税の交付対象外</p>

(資料)市町村合併法定協議会運営マニュアル「基本編」より抜粋  
 総務省「市町村の合併に関する研究会」平成18年9月